

15林国経第53号

平成16年6月2日

[最終改正] 平成23年3月30日 22林国経第51号

各森林管理局長あて

林野庁長官

国民の意見等を反映した管理経営の推進のための国有林野の管理経営に関するモニター実施要綱の制定について

国有林野事業においては、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、これまで、組織機構の再編等の抜本的な改革を集中的に進め、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところであり、今後は、こうした基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進していく必要がある。

このため、国有林野事業の運営等について国民との間で幅広い情報・意見等の交換を行い、国民の要請等の的確な把握とこれを反映した管理経営の推進を図って国有林野事業に対する国民の理解と支援を得ることとして、別紙のとおり国有林野の管理経営に関するモニター実施要綱を定めたので、了知の上、円滑な実施に努めることとされたい。

(担当:経営企画課企画班調査分析係内線6288、00020816)

(別紙))

国有林野の管理経営に関するモニター実施要綱

1 目的

国有林野事業の運営等について幅広い国民の理解の促進を図るとともに、意見、要望等を聴取し、これを国有林野の管理経営に役立てることにより、開かれた「国民の森林」にふさわしい管理経営の推進に資することを目的とする。

2 資格

国有林野の管理経営に関心を有する成人とする。ただし、国会及び地方議会の議員、地方公共団体の長及び常勤の国家公務員は除くものとする。

3 募集及び依頼

森林管理局長は、モニターの依頼期間の最終年度に、その管轄する区域（以下「管轄区域」という。）内を対象に、その翌年度を依頼期間の初年度とするモニターを募集し、応募者の中から別に定める依頼者数の基準に即し、居住地、性別、年齢等の均衡を考慮の上、適当と認められる者を選定して依頼する。

その際、募集を行う年度においてモニターである者は原則として選定しないよう考慮するものとする。

4 依頼事項

森林管理局長は、モニターに対して、国有林野事業に関する情報の提供を行うとともに、次の事項を依頼する。

- (1) アンケート調査への回答
- (2) 国有林野の管理経営に関する意見、要望の提出
- (3) 森林管理局において開催するモニター会議への出席
- (4) その他森林管理局長が定めるもの

5 依頼期間

依頼期間は、4月1日から翌年の3月31日までを単位として、最長3年までの期間で、森林管理局長が定める期間とする。

6 依頼の取消し

森林管理局長は、依頼したモニターが、2の資格要件に該当しなくなったとき、管轄区域外に転居したとき、4の依頼事項を履行しないとき、その他特別の事由でモニターを続けることが適当でないと認められたときは、依頼を取消することができるものとする。

7 公表

森林管理局長は、アンケート調査への回答結果及び提出された意見、要望等について、公表することができる。

- 8 謝礼
モニターに対する謝礼については別に定める。
- 9 その他
この要綱の実施について必要な事項は別に定める。